

蔡温の統治論：協力体制の徳治主義

石田, 正治
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3921>

出版情報：法政研究. 71 (4), pp.1-23, 2005-03-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

蔡温の統治論——協力体制の徳治主義

石田正治

はじめに

一 蔡温とその影響力

二 協力体制と『御教条』

三 『独物語』——徳治主義の統治教本

(一) 「御政道本法」の必要性

(二) 「御政道本法」の意義

(三) 戒酒論——治者の自制

(四) 国家と人倫の超越的根柢

おわりに

はじめに

琉球王国が、薩摩藩の武力侵攻をうけて、国王を頂点とする伝統的な支配体制を維持しながらその実質的な植民地となったのは、一七世紀初頭のことである。以後、明治一二年（一八七九年）に廃藩置県によつて沖縄県となるまで、王国は、二世紀半以上にわたつて近世末期の世界史的激変の時期を、なんらの抵抗運動もしめさず外界から左右されることもなく、従属的地位にひたすらあまんじつづけて通りすぎた。伊波普猷い は ふ ゆ うは、この間に沖縄人は主体性のない「フヂツボ」のような存在になつてしまつたと慨嘆するが、なぜ従属的な安定が、かくも長い年月、保たれたのだろうか。奄美大島を奪いさつたうえに毎年の貢納を要求した薩摩の支配が、沖縄人にとつてゆるやかであつたはずもない。しかも、すぐに瞥見するように、薩摩に屈従するまえの王国は、活発な海外貿易を展開しており、王国の民はその多血質な本性を十分に発揮して活動していた。そのような集団が、なぜ受動的なだけの存在にかわりえたのだろうか。あるいは、彼らはなぜ抵抗しませんでしたのだろうか。換言すれば、王国は、薩摩支配の重圧のもとで、いかにして民心の安定を保ちえたのだろうか。この疑問を考える手がかりは、向象賢しやうしやうけんと蔡温さいおんという、王国を代表する二人の政治家の統治政策である。本論では、おもに後者の統治論を検討することにする。

なお、以下の行論において、「ヤマト」は、北海道・本州・四国・九州とその沿岸に位置する島嶼を指している。また、引用文中に存在する角括弧は、筆者が補った個所をしめしている。

一 蔡温とその影響力

蔡温は、朱子学をまなんだ哲人政治家であり、澹園たんえんと号して多くの著作をあらわした。伊波普猷は、「諸君がもし彼

れが書いた『独物語』や『教条』を繕かれたら、その注意の永遠に涉り、その政略の適切なる、真に琉球第一の政治家として、又或意味に於て一個の外交家として、民衆を誘導し、教訓し、沖縄群島の住民を可憐なる状態から救うたといふことがおわかりになりませう」と、蔡温の業績を讃えた。蔡温の著作は『澹園全集』としてまとめられて、沖縄県立図書館に、おそらくは、初代館長であった伊波の手で收藏されていたが、地形まで一変するほどの沖縄戦の徹底的な破壊のなかで、他の貴重な文献資料とともにすべて消滅した。現在の崎濱秀明の編になる『蔡温全集』は、各地に分散してのこされていたものを集積して編集されているが、蔡温が国王に進講したとされる『実学真秘』をはじめとする多くが、いまだに発見されていない。そのなかで、伊波が言及した『独物語』をはじめとする十数編をみる事ができるのは、むしろ僥倖というべきであろう。

まず、薩摩の武力侵攻当時の状況を、きわめて大まかに概観しておくことにする。一五世紀前半に第一尚氏のもとで国家統一をなしとげた琉球王国は、尚真王治下の一五世紀末から一六世紀にかけて集権体制を確立し、明帝国の海禁政策にたすけられて、マラッカ海峡のかなたまでひろがる交易圏をもつ海上王国にまで発展した。海洋王国の繁栄は、一方で一六世紀なかばに海禁政策が大幅に緩和され、他方で薩摩とポルトガルが東南アジアに進出するようになって、翳りをみせはじめた。海上王国に終止符をうったのは、一六〇九年三月に薩摩がおこなった武力侵攻、すなわち琉球入であった。幕府は明帝国との交易の仲介役として琉球を支配下におくことを必要としており、薩摩は、幕藩制国家の琉球にたいする唯一の代理者としての地位を確保すると同時に財政上の必要をみたすために、奄美大島の領有をもとめていたのである。琉球入の四ヶ月後、徳川家康は島津家久に琉球をあたえ、この王国を統治するよう命じたが、翌年九月、將軍徳川秀忠は、琉球国王の支配を継続させるよう薩摩に命じた。琉球は奄美大島を薩摩の直轄地として奪われ、薩摩にたいして毎年の貢納を義務づけられ、その厳重な監視のもとで中華帝国との朝貢貿易のみをおこなうよう強制された。かくして琉球は、経済的負担にあえぎながら、中華帝国にたいしては独立王国の装いのもとに朝貢貿易を継続すること

になった。

王国は、いちじるしく増大した経済的負荷をおわされ、さらに治者階級が墮落して、急速に衰退していった。実権を大幅に制限された治者階級は、士気を低下させて、酒色に溺れがちとなり、国内秩序が紊乱したのである。向象賢が登場したのは、この混迷状況においてであった。薩摩は王国の秩序を立て直さるべく彼を擁立したのである。向象賢は、琉球入後の一六一七年に生まれ、一六五八年から三年間薩摩に使者として滞在し、当時進行中であった薩摩の藩政改革をつぶさに見聞して、薩摩風の考え方を身につけていたのである。一六六六年に執政に就任した向象賢は、七年間の在任中、嚴重な緊縮政策をしいて財政を再建し、旧来の祭政一致の慣習と制度を薩摩風に変革して、薩摩の期待に応えた。向象賢が、致仕をもとめた文書を「若恨に被存人は羽地合手に可成候少も一身惜不申候国の恥辱には出間敷候」とむすんでいることからもうかがわれるように、彼は薩摩の支持を背景に、周囲の思惑を無視して改革をすすめた。改革にさいして向象賢がかかげた必要性の根拠は、薩摩の基準に合致する統治を実現しなければ、ふたたび直接介入をまねくであろうということであり、これを避けるために「節用愛人」を旨として冗費を廃し百姓への賦課を抑制するという方針がしめされた⁽¹⁾。彼の思想的背景をそのものとして体系的にしめす文書はのこされていないが、「羽地仕置」としてのこされているその時々の方策的主張をみると、そこには国王にたいして、琉球入以前の伝統的なふるまいをすることを諫める文章が散見される。たとえば「君子者節用愛人と御座候得は、為主君民之疲題目可思召候」という文章がそれである⁽²⁾。

向象賢がおこなった改革は、要約的に列举すれば、財政緊縮を基本とする王府の伝統行事と宗教儀礼の簡素化、士族の綱紀肅正、賦課の厳正、民衆の日常習慣の簡素化である。このような改革を薩摩の支持を背景に強力にすすめたことで、琉球は順調に復興しはじめた。蔡温が登場したときの琉球王国は、向象賢が直面したような混乱と窮迫をぬけて表面的には安定していたが、琉球入でしめされたような強制力を背景とする薩摩支配下で、王府の威信をたもち民衆の信

服を確実なものとし、かくして王国を王国として維持するのは、容易ではなかった。治者階級の士気回復と産業振興による民生の安定は、蔡温が三司官にあった一七二八年から一七五二年においても統治者が避けて通れない難問であった。蔡温がこの難問にたいして提起した方針が、統治階級の「攻気操心」、すなわち自省による士気向上と、それを前提にした一般的な風俗の矯正であった。³⁾ この方針によって「安堵の治」が実現されれば、産業の振興と民生の安定はその結果として現実のものとなり、薩摩への貢納も安定して、再度の琉球入によって王国の安全が脅かされるという可能性もなくなることになる。伊波普猷は「向象賢は沖繩を経済的に救つて、更に沖繩人の向ふべき方針を暗示致しましたが……蔡温は向象賢が造つた余裕を利用して、沖繩人をしてたゞ租税を払うて生るといふ外に、更に人間としてなさなければならぬ事が沢山あるといふ事を教えました」とのべている。伊波の評価にしたがえば、蔡温は、従属状態にあつて、みずからその状態を変更する力がない国家において、人間が、その分におうじて生き活きと生きられる社会をいかにしてつくるかに腐心したことになる。

蔡温の統治政策が実効をもつたことは、沖繩人の記憶のなかにのこっている。一九四五年八月一五日に、沖繩戦の灰燼のなかでひらかれた仮沖繩人諮詢委員会において議長に選ばれた志喜屋孝信が、アメリカ沖繩軍政府副長官ムレイ（C.I.Murray）にたいしてのべた謝辞は、二〇世紀なかばでも蔡温にたいする憧憬が沖繩人に広く共有されていたことを示唆している——「私達は今よりも努力して沖繩の黄金時代を再現するよう決意する。嘗ては、沖繩が人材の輩出に より偉大なる業績を現した。蔡温先生の時代を想い起こしつゝ推進して御期待に副うよう決意します⁴⁾。では、蔡温は具体的にはどのような思索したのか。それはなぜ実効性をもちえたのか。以下、国民読本たる『御教条』と統治教本としての『独物語』を概観することにする。

二 協力体制と『御教条』

蔡温が、従属的王国において、向象賢を継承する政治家であることをもつとも明確にしめす著作が『御教条』である。『御教条』は全体で三二ヶ条からなる文書で、さまざまな立場にある臣民にたいして、それぞれ遵守すべき徳目を語っている。この小冊子について、伊波はつぎのように解説している——「『御教条』は彼が三司官になつて四年の後……撰政三司官の名で評定所から発布されたものであるが、全部蔡温の考案になつたもので、その秘書官の豊川親方が筆を執つたといふことまでわかつてゐる。……これは実に琉球民族に如何にして生活すべきかを教へたものであるから、今日でいふ国民読本のやうなものである。至つて平易に沖繩的候文で書かれたのであるから、朗読して聞かせると、どんな無学の者でも、大方は了解したといふことである」⁽⁵⁾。蔡温の統治者としての姿勢がしめされるのは、その第一条である——「御当国〔琉球〕の儀……小国の事にて何篇〔如何にも〕不自由に罷在候処……其末の御代〔神話的な天孫氏の王朝が倒れたあとの王朝〕より方々へ渡海其働〔通商交易〕を以乍漸国用筈合〔間に合わせ〕置候、然れ共於諸間切〔各地に割拠する〕諸按司〔ヤマトの大名に相当〕、心次第城を相構へ各争威勢年々兵乱差起候故、上下万民の憂勿論の事に候、……〔そのころ唐から冊封をうけるようになって〕礼法惣体の儀は先以て相立候へ共、国中万事の儀に付きては前代差て不相替剩へ兵乱方々より差起国中の騒動言語道断の仕合〔ありさま〕に候、其後漸々兵乱の儀は相鎮り候へ共、右通の次第に付ては御政法並風俗〔社会秩序〕迄段々不宜儀有之事に候、然る処御国元〔薩摩〕の御下知に相隨候以後、国中万事思召の通相達、御政法風俗迄漸々引改、今以〔て〕上下万民安堵仕目出度御代罷成候儀、誠以て御国元の御厚恩件の仕合冥加至極の御事に候。右の次第……各為納得申達候、此儀篤と得其意〔諒解して〕老若男女共難有仕合可奉存事」。

この文章についての伊波の解釈を摘記すると——「……〔海中の小国〕である琉球国は、「天孫氏」が建てて以来、混乱がつづき「人民は塗炭の苦しみを受け」てきた。「支那」への通商も「国人の生活」の改善にはつながらなかった。その後」兵乱は鎮つ

たが、政治のやり方がまづいので風俗も悪くなる一方であつた。（だから琉球入以降）かういふ生き甲斐のある時勢になつたのは、単へに御国元の御影であるから、この御厚恩はどこまでも忘れないやうに……そしてこの事はとくと考へて、老若男女共ありがたいと思はなければならぬ」。

蔡温の記述を一瞥してただちにあきらかなことは、それが、尚真王治下でつくりあげられた王国の黄金時代を完全に無視していることである。しかも、国際情勢の変化によつて海上王国は衰運をたどりはじめてはいたが、その東南アジア貿易を壊滅させたのは、まさに「御国元」であつた。記述の歪曲はきわめて明白である。この歪曲は、民衆にたいする「国民読本」にかぎらない。首里王府につかえる士族層にむけてかかれた統治教本とでもいうべき「独物語」でも、五三ヶ条におよぶ叙述の第三条に、同様の趣旨がかかっている——「琉球が」毎年御国元へ年貢米差上候儀、御国元大分御損亡の様相見え候へ共、畢竟御当国大分の御得に相成候次第誠以難尽筆紙訳有之候、往古は御当国の儀政道も然々不相立、農民も耕作方致油断、物毎不自由篇氣儘の風俗段々悪敷、剩世替の騒動も度々有之、万民困窮の仕合言語道断候処、御国元の御下知に相隨候以来風俗引直、農民も耕作方我増し入精、國中物毎思儘に相達、今更目出度御代に相成候儀、畢竟御国元の御陰を以件の仕合筆紙に難尽御厚恩と可奉存候、此段は御教条にも委細記置申候」。大略を解説しておくことにする——「薩摩へ年貢米を上納して、琉球はずいぶん損耗しているようにみえるが、結局は琉球が大分得をしていることになる。それについては言い尽くせないほどの理由がある。昔はこの国は政道も全く確立せず、農民も耕作に専念せず、どのような物も思うに任せず、社会秩序に反するような氣運が濃くなつてきた。それにくわえて、宮廷革命のような政変がくりかえされて、民衆は塗炭の苦しみをうけていた。それが、『御国元の御下知』に随うようになってからは社会秩序も立て直され、農民もみずから耕作に専念し、物資は思うままに入手できるようになつて、いい世の中になつた。これらのことは結局薩摩のおかげなのだから、いいつくせないほどの恩をこうむつた思わなければならぬ」。

海上王国の繁栄を無視して歴史を叙述した理由が、薩摩支配を肯定することであったのはいうまでもない。哲人政治家をしてこのような振る舞いをさせたものはなんだろうか。それが間接統治という薩摩支配のあり方であったのは、まちがいあるまい。すでにみたように、王国の外形をとどめさせるという方針がとられたのは、琉球が中華帝国との冊封関係にあり、その冊封関係が朝貢貿易による利益を約束していたからであって、琉球人を統治する方策として間接統治を積極的に選択したわけではないが、理由はともあれ、そのような統治方式が安定的な支配を可能にしたのはまちがいない。あらためて、王国の外見が残されたことの意味を検討してみることにする。

考察の手がかりは、ロビンソン (Ronald Robinson) がイギリス帝国史の研究からみちびきだした協力者 (collaborator) という概念である。やや長くなるが、ヨーロッパ列強のアジア・アフリカにおける支配機構にかんする彼の議論をみておくことにする——「第三世界における植民地帝国を支えるものはヨーロッパ国家の権力だとみなされやすいが」ヨーロッパの政策は、もしも安上がりにもてないのなら、帝国はまったくもつに値しない、というのが普通である。帝国主義の軍事的行政的筋力である財政的資金は、侵略をうけた諸国家それ自体を出自とする土着エリート (indigenous elites) を仲介して、引き出されるのである。それゆえに、帝国主義支配の中心的機構は、まだ工業化されていない社会のなかにつくりあげられていた種々の協力体制 (systems of collaboration) のなかにみいだされるであろう。そのような協力体制が、土着社会のなかへヨーロッパが拡大していく過程に適合 (mesh) して、両者のあいだになんらかの均衡状態をつくりあげること的成功 (あるいは失敗) したのである」⁶⁾ (括弧書きは原文)。協力体制の成否は、侵略者が、土着社会を管理し、望ましい変化をひきおこし、異邦人にたいする嫌悪と反発を封じこめられるかどうかを、左右する重大事であった。⁷⁾ その協力体制になう土着エリートが協力者だが、彼らをそのような仕事に駆りたてるものは、侵攻してきた「強大な社会」が提示するさまざまな援助や、その意志にしたがわなかった際の「報復にたいする恐怖」であった。では、協力者のはたすべき役割はなにか。ロビンソンは、協力機構は「列強の」工業社会の代理人と彼らに

協力せざるをえなくなった土着エリートとの結びつき」と、「これらのエリートをその地域の権益と制度に結びつける結びつき」とから成っているという。協力者は、外部にたいする部分、つまり「近代的部分」で機能しなければならぬが、同時に、この部分の機能を「より重大な、土着社会における機能」と適合させねばならない。一方において可能な施策のあり方が、他方においてどのような施策が可能かを決定することになるのだと、ロビンソンは指摘する。⁽⁸⁾

ロビンソンのこの指摘は、一九世紀以降におこなわれたヨーロッパのアジア・アフリカ侵略についてなされたものである。それゆえに、この議論を機械的に琉球入以降の薩摩支配にあてはめ得るかどうかは、慎重な検討が必要であろう。なによりも、ヨーロッパ諸国の膨張の動機は資本主義経済の論理によるものであり、琉球入の動機とはまったく異質である。しかし、文化と言語を異にする地域にたいする統治のあり方という局面にかぎってみれば、ロビンソンのいう協力体制という観念は、首里王府のふるまいを理解するための重要な理論枠組みを提供していると考えられる。この枠組みに依拠して考察すれば、幕府と薩摩の意図がどうであれ、王国の外見が残された以上、薩摩は協力者をつくりあげる必要があったことになる。向象賢をその最初の有能な協力者として位置づければ、彼が、たんなる薩摩の傀儡としてふるまったのではなく、内治の建て直しに奔走した理由を理解できる。彼が、致仕をもとめる文書を「少も一身惜不申候国の恥辱には出間敷候」と結んで、琉球王国の宰相としての誇りを示したことも、またきわめて自然なことだと理解できる。向象賢の致仕から半世紀をへて三司官に就任した蔡温は、晩年、向象賢の子孫にむかって、向象賢の業績は「国越新^を二作り差上置程之御勲功」だと述べたことからあきらかなように、薩摩支配というあらたな状況に適合した国家体制をつくりあげた政治家として向象賢をきわめて高く評価していた。⁽⁹⁾ 薩摩支配のもとで、その持続を前提として、さらなる国家の安泰を実現することが自己の責務であることを、蔡温は認識していたのである。最大の課題は、内治の安定であった。薩摩の支配権力のもとに閉じこめられている以上、王国と世界との境界線は薩摩のそれと事実上一致していたのであり、外的脅威は考えようがなかった。問題は、外的脅威がないことが、裁量権を大幅に制限された統治階級

の志気弛緩を助長させることであつた。統治階級の志気をたもつことは、向象賢にとって緊要な課題だったが、それは、状況こそ異なれ、蔡温にとつても同様であつた。『凶治要伝』のなかで、蔡温は「夫れ国は外既に畏れなければ、内必ず憂を生ず、外既に憂あれば、内必ず憂ひなし」とのべているが、これが、統治階級の「攻気操心」を強調する理由の一半であつたのはあきらかである。¹⁰⁾

三 『独物語』——徳治主義の統治教本

伊波が言及していたように、『独物語』は「国民教本」たる『御教条』とならぶ著作であり、統治階級にたいする教本という性格をそなえている。その全体は五三ヶ条からなり、最初の四ヶ条が総論的部分を、掉尾の六ヶ条が結論を、それぞれ構成している。

(一) 「御政道本法」の必要性

総論部分の冒頭で蔡温が強調するのは、王国が祝福された土地だということである——「御当国諸山気脈悉致連属其形蜿蜒如龍有之、又御当国の座所も分野星辰の内洪福の星に差当申候」。そうであるからこそ、弱小で「唐大和への御勤」という過大な負担をになわされ、しかも「御政道の本法」について無知であつたにもかかわらず、国家統一以来これまで王国が存続しえたのだというのである。この記述が冒頭におかれてるのは、士族に、王国にたいする誇りをもたせようとしたからであろう。多くの愛国主義が国家神話をかたるように、蔡温も王国の超越的価値を説いたのである。しかし、いつまでも龍のような地形と洪福の星にたよるわけにはいかない。ではなにができるか。第二条は、琉球入以

後の対外的負担を果たしつづけるには、「御政道的手段能々其本法を以相治」ことが必要だと強調する。そうでなければいづれ「国中及衰微」、「御蔵方何篇不自由に罷成」、国内の生産がとどこおる結果「唐大和への御礼儀」も思うようにできなくなり、朝貢貿易が断絶して薩摩にたいする「御無礼」をおかすことになりかねない。

琉球入の再現を示唆したのち、さきにみたように、蔡温は第三条では論述の方向を一転して薩摩支配の意義を強調する——「風俗引直、農民も耕作方我増入精、国中物毎思儘に相達、今更日出度御代に相成候儀、畢竟御国元の御陰を以件の仕合筆紙に難尽御厚恩と可奉存候」。薩摩の存在は災厄ではなく、王国の改革を可能にしたものであった。国政にあたる「三司官並十五人の役々」は、薩摩支配を嘆くべきではなく、この現状を前提にして、結束し、行いを正して「御政道入精」し、「世上の見馴聞馴」、すなわち世間の模範にならなければならぬ。そうでなければ「国土衰微」は避けられないであろう。では、「御政道入精」するために準拠すべき具体的な規範はなにか。蔡温はつぎのように説く——「御政道要務」のなかには「体用の差分〔区別〕」があり、体と用のなかには「大体大用小体小用」の差分があるが、役々はこの区別をあきらかにして、「大体大用に入精」して働くべきであつて、「小体小用」ばかりに気を取られて「大体大用」を忘れるようなことがつてはならない。そのようなことをすれば、「国土漸々及衰微候儀決定の事に候」¹¹。「体」と「用」は中国哲学の基本観念であり、朱子学の「理」と「気」にうけつがれるが、ここでいう「体」は方針決定にかかわるもの、「用」は立案された政策として理解して大過あるまい。¹²「大体」は基本的な方針決定にかかわり、「大用」は基本的な政策ということになる。そのように考えれば、「大体大用」は統治の根幹をなすものであり、「小体小用」は統治の細目にあたるものである。統治の根幹と枝葉末節を区別しないで、枝葉末節のために根幹を枉げるようなことがあれば、国土が衰退するのは必然だというのである。この「大体大用」を意識して「小体小用」に優先させることが統治の基本原則であり、「大体大用」に即して統治をおこなうことが「御政道の本法」であった。ではなにを「大体大用」とするのか。この文章のなかで蔡温は大体大用を明示的に定義してはいないが、各論部分の冒頭で、「国土

と申は前以万事相計得置不申ば不叶儀多々有之候、右条々〔総論部分〕の儀大略左に申述候¹³という。以下の条項は、統治が直面する種々の事態に備えるための心構えを、個別的に説いたものである。「その注意の永遠に涉り、その政略の適切なる」と伊波が感嘆しただけあって、じつに詳細な考察がほどこされているが、それらの考察はすべて「国土」を維持するためのものである。このようにみれば「大体大用」とは、この王国を維持するという決意でありそのための戦略であった。蔡温にとつても他の「役々」にとつても、それはことさらに言うまでもない自明のことであつたにちがいない。各論部分で展開される戦術的議論は、それに従属した「小体小用」であつた。

しかし、その「小体小用」を論じながらも、気のなかに理があるという朱子学の論法に似て、蔡温は本法の重要性をくりかえし語っている。たとえば、明清の交代時におこつたような進貢貿易の途絶という、王国にとつてまさに悪夢のような事態が再現した時の対処方針を説くにあたつて、彼はそのようなときでも「御当国さへ能々入精本法を以相治候はゞ」、薩摩には「進上物は琉物計にて」許容してもらつて、「國中衣食並諸用事無不足相達」ことができるという。万¹⁴一、状況に翻弄されて統治の基本をふみはずし、「我々の気量才弁迄を以相治候はゞ」、国内の困窮が必然であるのはい¹⁴うまでもなく、薩摩への貢納それ自体が不可能になり、「言語道断の仕合」すなわち琉球入の再現をまねくであろう。どのような状況においても、戦術的課題を戦術的必要によつて見失わないようにして入精すべきは勿論だが、それだけでは十分ではない。蔡温は、さらに、個々の政策は戦略的な位置づけにしたがつて秩序だつて実施されねばならない、という指摘をわすれない——「御政道の本法は手段の次第前後不仕様に相勤候儀肝要に候」。施策が前後すれば、どのように綿密に考案しても「安堵の治」は実現できないばかりか、治世にたいする信頼が低下する結果、「風俗漸々相^{すたれ}廃」、その当然の結果として「国土の衰微」は避けられない、というのである。

(二) 「御政道本法」の意義

蔡温は、統治さえ適切であれば、薩摩の支配下でも王国を維持していくことは十分可能だと強調していた。そのことを、さらに一般化し体系化して語ったのが、この各論部分におさめられている国家の九分類である——「上位の国に上中下三段有之、中位の国に上中下三段有之、下位の国に上中下三段有之、都合国位九段の差分有之候」。そのうえで彼はこの分類の基準をつぎのようにしめしている——「上位の国其上位の分力を以下位の事有之候国は上国の上段と可心得候、上位の国中位の分力を以、中位の事有之候国は、上国の中段と可心得候。上位の国下位の分力を以上位の事有之候国は上国の下段と可心得候、中位の国其上位の分力を以下位の事有之候国は中国の上段と可心得候、中位の国其の上位の分力を以中位の事有之候国は中国の中段と可心得候、中位の国下位の分力を以上位の事有之候国は中国の下段と可心得候、下位の国其上位の分力を以下位の事有之候国は、下国の上段と可心得候、下位の国中位の分力を以中位の事有之候国は、下国の中段と可心得候、下位の国下位の分力を以上位の事有之候国は、下国の下段と可心得候」⁽¹⁵⁾。

「事」が問題状況をさしているのはいうまでもないが、蔡温は、国の「位」、「分力」がなにを指しているかを明示していない。それらの概念は、当時の治者階級にとっては、ことあらためて説明しなければならないものではなかったかもしれない。それでもこの議論を大まかに理解することは可能である。手がかりはさきに見た体用論の論理である。「位」が、国家の「体」にかかわるもの、すなわち国家の規模や資源の有無、地政学上の位置のようなものを総合した、現代の「国力」に類した観念であることはまちがいあるまい。では「分力」とはなにか。芸道でいう「分力」は「自己の到達した段階に応じた芸力」を意味するが、政治的文脈のなかでも類義を有するとすれば、これは、国家が、その「分」つまり一定の限定された状態に応じて、発揮できる力と解されよう。⁽¹⁶⁾ 約言すれば、「分力」はその国が、「事」すなわち問題状況との関係で発揮できる力の最大限を意味するのであろう。「上位の分力」が「下位の事」に対応し、「下

位の分力」が「上位の事」に対応していることからあきらかなように、発揮される「分力」の大きさと「事」の深刻さは相関関係にある。このような予備的な考察をふまえて、「上位の上段にある国」を解釈すれば、「本来大きな国力をもち、その固有の力を十分に発揮して、問題を最小にしてしまえる国」である。同様にして、「上位の國中位の分力を以、中位の事有之候国」は、「大国であるが、本来の力を十分には発揮できないために、問題状況を中程度の深刻さまでしか減殺できない国」であり、「上国の下段」は、「本来の力を発揮できないために問題状況に対処できていない大国」ということになる。

各「位」の下段にぞくする国は、「本法」による統治がおこなわれていない国であり、上位に属する大国であっても、衰微は必然である。しかしその場合でも、改革して、本法によって統治しつづけければ、回復は可能なはずだと彼はいう——「下国の下段にて候共、御政道本法を以相治置候は、其国の分力に応じ安堵の治罷成績に候」。彼の脳裡には、向象賢の遺した「仕置」のつぎのような一節があつたのであろう——「大和之御手内成以後四五拾年以来、如何様御座候而國中致衰微候哉。蔵方於此方過分借物出来年增多罷成候付、可仕様無御座候。先年御国元より諸人江御配分被遊候高之内、及両三度減少被召候。……依之量入為出之考ニ而、代官役蔵役人共江下知仕候得者、三年之内ニ右借物本利貳百貫目程返并相調蔵方緩々¹⁷与罷成候。節用愛人之心得ニ而候」(強勢は筆者)。向象賢の改革によって「下国の下段」から脱した王国が、その成果のうえに「安堵の治」を実現することは、本法さえ遵奉していれば、向象賢の時代よりもはるかに容易であるにちがいない——「弥下国以上の国は猶以安堵の治罷成申儀決定の事に候」¹⁸。この一文は、蔡温がこの国家分類を土族にしめた理由を、おのずからあきらかにしている。彼は、治者階級に属する者たちに、薩摩支配のもともこの弱小国家に、みずからの努力次第で「安堵の治」を実現できるといふ、希望を語つたのである。

(三) 戒酒論——治者の自制

士族にむかつて努力はかならず報いられると語ったうえで、蔡温の議論は、治者階級の守るべき規範にうつっていく。ここでの議論は、体用論の論理構造にもとづいており、「心」と「気」との緊張関係を前提にして展開されている。それゆえに、蔡温の議論をおうまえに、この前提についても整理しておくべきであろう。朱子学者山崎闇齋は『学談雜録』において理と気の関係をつぎのように語っている——「天地ノ間理氣ノ二（つ）ナレバ、常ト変トアル筈ナリ。常ハ理ナリ、変ハ氣ナリ。冬寒夏暑ハ常ナリ、時アツテ寒暑ノ不時ハ変ナリ。……常理デ云ヘバ、人ハ皆聖賢ノ筈ナリ。サテ其氣ガナケレバ人・物モ生ゼヌ。ソノ氣ニ清濁アルユヘニ、賢知愚不肖ノ別アリ。……不ノ字ガ氣ノ変ナリ。父母ニ孝ラスルハ定理ナリ、不幸ナルハ氣ノ変ナリ。……ソノ変ガアルユヘニ、学問ガナケレバナラヌ。朱子所謂、反ニ其同ニ而変ニ其異ニ也トハコ、ヲ云。其同トハ定理ノコトナリ、其変トハ氣変ナリ……〔聖人は〕氣ヲ理カラサシツコフ故ニ、氣ニマゲラレズ。凡人ハ理ガ立タヌユヘニ、氣ニマゲラル、。人心道心ノ義モコ、ニアリ。聖人上ニ立テバ理カラヲサムル故ニ、下ノ風俗モソレニ化シテ皆善ナリ。聖人ノ御代ニモワルイ人アルハ、カノ変氣ガアルユヘニ悪人モアリ。凡人ガ上ニ位スルト理ガナキ故ニ、下ガウルウナツテ善ハヒタト減少シテ、世上一同ニ不ノ字ニナルナリ。夫レガ禽獸ニナツタト云フモノナリ¹⁹⁾。理が人にあるに心になり、その心と、時に「変」となつて対立するものが、「時」によつて変化する気であることは、いうまでもあるまい。それゆえに氣を変にさせないことは大きな関心事でなければならぬ。

蔡温はまず誰もがもつ「心」は「天性靈明の物」だという。だからどんな「邪人悪人」であっても「善悪是非の差」ははっきりわかっている。これにたいして「氣」は「万事万端に差向候時色々変化」するもので、ときに「一心の靈明相損」うことがある。だから「氣持ちの執行は往古の聖人肝要に被教置候²⁰⁾」。しかしながら、「国中人民」のところまで降りて、「氣持ちの執行」をして自律せよと命じて、効果はない。そこで聖人が教えたのは、遵守さるべき「政道

条々」のなかでも、とくに「戒酒の風俗」になるよう導くようにせよということであった。なぜ戒酒を一般化させることが重要なのか。蔡温はつぎのように力説する——「酒はもともと礼儀をおこなうためのものであったのに、凡人というものは酒興をおもしろがるのだが」酒酔候時は一氣震動却つて一心の靈明取失、慇懃律儀の人も礎と別人に相成、後悔の挙動有之事に候……「酒に酔うのが一般的な風習になってしまえば、人々の自制心は失せて」氣随意の習漸々致深熟、終に国中風俗相成、御政道本法の働絶て不罷成積に候⁽²¹⁾。酒に酔えば、その氣は「一氣」、すなわち理の束縛をはなれた「変氣」になりやすい。「財欲色欲並喧嘩口論杯」罪科にとわれるような「不届」は「必定呑酒の故」である——「依之風俗正敷方に引直候手段は、呑酒ケ間敷風俗召改候儀第一の勤に候⁽²²⁾」。戒酒を強調するのは、たんに、酒に酔えば自制心がうしなわれて罪科にとわれるような「不届」を犯しやすい、という理由だけではなかった。問題の核心は自制心の喪失であった。それゆえに、蔡温は、とくに「奉公人」すなわち士族にたいして、戒酒を要求する。統治の任にあたる士族が、自制心をうしなつて「氣随意」となり、「財欲」を抑制しなければ、まず「百姓損亡させ或は手隙費させ候故、百姓漸々疲増、耕作方思様に不罷成、終に国土致衰微候」、さらに、公務においても「不凶財欲差起り」、公金に手を出すようなことになってしまう、というのである⁽²³⁾。

蔡温はこの『独物語』においては、統治階級の呑酒癖が「終に国中風俗相成」ことについては詳説していないが、より哲学的な統治論である『凶治要伝』においては、つぎのように説いている——「衆生の……悪に馳るや易く、善に就くや難し、是の故に上十善を行へば則ち下一善を行ふ、上一悪を行へば則ち下十悪を行ふ、古人曰く、之を敗るは易く之を成すは難しと、蓋し此の故なり、君上たる者その然る所を畏れ、戦々兢兢として、国人に先だち、務めて我が氣を攻め、務めて我が弊を除かば則ち国俗漸化して、社稷必ず安ず、惟君上然りと為すのみならず、輔佐の臣皆然らざるはなし」(原漢文、崎濱秀明による読み下し)⁽²⁴⁾。蔡温が、統治の枢要に位置する「三司官並十五人の役々」は「世上の見馴聞馴」にならねばならないといったのは、このためである。統治階級が酒に耽溺することは国家にたいする大罪であった。

「呑酒癖は「義を軽く恥を忘るの病を招く」のだから」若し上たる者好酒止まざれば、すなわちその風汎流し、その俗深染して、国人各々其の病を抱いて自ら之を覚らず、是故に輕義忘恥の俗既に興れば則ち廉節の人も、亦俗習の惑ふ所と為り、動もすれば府庫を犯す、これ忘恥の故なり、夫れ是の如くなれば、則ち豊肥の国と雖も必ず瘦に就く⁽²⁵⁾。逆に「義を重んじ恥を思ふの俗既に興れば、則ち貪欲の輩も、亦俗習の戒しむ所と為りて、百姓を傷めず、これ義を重んずるの故なり、府庫を犯さず、これ恥を思うの故なり、夫れ是の如くなれば則ち衰瘦の国と雖も必ず肥に就く」。それゆえに、「呑酒ケ間敷風俗」が改まるように教導することは、国策の根幹でなければならぬ——「夫れ〔国家の〕肥と瘦とは風俗に出ず、故に善く国を治むる者は必ず風俗を正すを先務と為す⁽²⁶⁾」。

このように士族の呑酒を戒めたのち、蔡温は統治がめざすべき二ヶ条の目標をかかげる——「酒酔ケ間敷風俗召改候働は一。／国中人民衣食緩と相濟候様、御法段々申渡候働は一。／右二ヶ条御政道根本の要務に候。若二ヶ条先立て相調不申ば其余の条々何分相働候共、御政道的手段致前後安堵の治絶て不罷成却て国土衰微招申様に候⁽²⁷⁾」。世間の模範となるべき士族層が戒酒を実践することによって一般の風潮を教導し、人民の生活を安定させるための施策を「段々」と秩序だてておこなわねばならない。この二ヶ条をまず実現しないで他することに専念しても、「安堵の治」は実現しないし、現状を維持することもできない。蔡温は、それを實現するために統治者がとるべき姿勢について、酒の醸造にたいする政策を例にとって解説している。

彼が問題にするのは、「酒酔ケ間敷風俗」が是正すべきものであるのなら、酒をつくらせなければいいという発想であった。彼は、火事になるからといって火の使用を禁止することが馬鹿げているように、酒に酔うからといって飲酒を禁止することは無意味だという。火を禁止すれば生活ができなくなるが、酒を禁制品としてつくらせなければ、百姓は穀物の生産量を減らしてしまう。彼はその実例として、二〇年前のことをとりあげている。彼の叙述を要約するとつぎのようになる——「二〇年前には、少々の飢謹でも、穀物を浪費させないために、焼酎麵類豆腐などをつくって商売す

ることを禁じることがあった。このとき農民は、御蔵方への上納や領主への年貢にする以外、穀物はわずかしか作らず、唐芋ばかりをつくっていた。そのため、風害による芋の凶作のときには、大飢饉がひきおこされて御蔵方も逼迫し、餓死者も多数でたが、『相救働不罷成』。それを、二〇年前からはそのような禁止をおこなわずに、『心儘』に相作商売させたところが、『地中に相籠候穀物五万石余』が出てきたので、唐芋が大風によって吹き枯らされても、穀物は世上にあり、御蔵方からも飢米を大分だせたので問題はなかった⁽²⁸⁾。それゆえ、目的の実現に逸って短絡的な施策をおこなってはならない。「御政道本法の儀は穀物沢山作り出させ候為に焼酎商売仕候儀は差免、酒酔ケ間敷風俗無之様風俗召成候働專一の勤に候」。焼酎はつくらせないと穀物生産が減衰するが、焼酎を呑むことは抑制しなければならない。その均衡をとらないと「御政道根本の要務」は果たせない。それは容易なことではない。蔡温の人口に膾炙した言葉は、この治者の苦心を語ったものである——「然故往古の聖人も政道の儀は、夜白入精候慎縦令ば朽手綱にて馬を馳せ候儀、同断と被申置候⁽²⁹⁾」。

蔡温は、このように治者たる者の心構えを語ったのち、個々の政策課題について、その処理方針をしめしている。ここでは、庶士以上が奢侈に傾かないようにすることにはじまって、中国との関係を円滑に維持するために久米村人に中国語の研鑽を督励すること、農民が農耕に専念できるように賦役労働を課すことを控えるべきこと、首里への水運を整備すること、杣山を維持管理して木材が払底しないようにすることまで、じつに細心な議論がなされている。ここでは一々を紹介する紙幅がないが、「大体大用」を完成させるためには、いかに「小体小用」が秩序だつて適切におこなわれなければならないかが、説得的に提示されていると言えよう。

（四）国家と人倫の超越的根拠

個々の政策課題についての処理方針がしめされたところで、掉尾におかれた結論部分が始まる。結論の冒頭は、総論の体用論に対応してつぎのように書きだされている——「国土の儀、眼前の小計得にては絶えて安堵の治罷成不申積に候、依之政道と申は必国土長久の御為に大計得を第一に心掛相勤申由聖人被教置候³⁰」。蔡温は、この聖人の言は現実によつて証明されているという。政道がその維持を目的とする「国土」は、総論の冒頭でしめされたように超越的な価値をもつのだが、蔡温は、この結論においては、その価値を陰陽五行から説明している——「国土と申は大国小国不構陰陽五行〔木火土金水〕相備候所を以五倫〔父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信〕四民の道〔士農工商それぞれ道の義〕相行国土と申事に候³¹」。自然が整い、そこで人倫が実現されている場所が、国土であつた。波濤のなかに浮かぶ島国が、なぜ国土の名に値するのかわ。彼は、琉球には五行のうち金はないが、「杣山有之候に付て」木材を輸出して、金〔流通させるための貨幣〕は薩摩から申しうけて国用については不足はない。それで、昔から「国土と唱来候³²」。国家が国家たる資格は、それが五倫四民という人倫を実現できている制度であるかどうかにかかつていた。しかし、その人倫も人間の作為によつて左右されるものではない、と蔡温はいう。それらは「畢竟天道自然の陰陽五行」という超越的な法則に由来している。人間も、他の存在と同様に、自然の超越的法則から離れては自己をまっとうできない³³。人倫も超越的な根拠をもつのであり、国土を国土たらしめつづけるという「大体大用」の具体的な形は、この人倫を実現すること以外ではない。それゆえに国家の盛衰は、その風俗のあり方によつて決定されることになる。結論部分の最後は、こうして、ふたたび統治階級の自律と勉勵を強調することにあてられるのである。

おわりに

以上にみてきたように、蔡温の統治論は、そのほとんどすべてが産業の振興と内治の安定とにあてられている。琉球王国が、薩摩の厳重な支配下で、中華帝国との進貢貿易以外はあらゆる対外活動を禁じられていた以上、これは当然のことであろう。王国にとって、国家的安全とは中華帝国との朝貢貿易を円滑に運用して、薩摩に再度の琉球入をさせないことであって、それ以外ではなかった。伊波が蔡温を「或意味に於て一個の外交家」というのはそのためである。内政の実を挙げることは、この国家的安全を盤石のものにするために不可欠であった。そのことには疑問の余地がない。蔡温の時代は、向象賢の改革のうえに従属的王国がつくりあげた、繁栄の時代だったが、この繁栄を持続することは、たしかに再度の琉球入を招かないためには不可欠であった。しかし、そのただけに必要な理由はない。いうまでもなく、薩摩にたいする顧慮は、本来、王国を維持し、繁栄の可能性を追求するうえで不可欠だったのであり、それ自体が目的になりうるものではない。伊波は、蔡温が「活学問」をしたとして、「「彼れは常に或問題（多分琉球を如何にして経営すべき乎といふ問題）を念頭に置いてあらゆる本を読み、あらゆる事物に対したのであるから、あらゆる知識は能く消化されて、彼れの頭脳は多角的となつた」という³⁴。彼が論じているとおりに、蔡温にとって最大の目的は、国土を国土たらしめつづけることだったと理解すべきであろう。

治者階級にたいする自覚と自制の要求は、「国中人民衣食緩と相濟候」ことを目的とする徳治主義の積極的な表現であり、あきらかに、向象賢がかかげた「節用愛人」の発展上にある。それは、薩摩への従属を前提にしたうえで、王国の秩序と民情の平穩を保つために、王府の信頼性を盤石にしてその正統性を維持するという政策方針であり、儒教倫理にかなう統治をいかにして厳重な制約のなかで実現するかという思索が結実したものであった。それは、いわば強制された徳治主義ではあったが、琉球王国が、薩摩の支配下で二世紀半におよぶ従順をつづけえた理由の一半は、そこに

あったのである。薩摩が向象賢を擁立することで基礎をおいた協力体制は、蔡温が二人目の有能な協力者として登場したことで、堅固な足場を築くことができた。しかし、有徳な統治者による徳治主義が属人的な限界をもつ以上、有能な協力者がひきつづいて登場しない限り、蔡温の遺した統治哲学は影響力を漸減し、協力体制は動揺せざるをえない。蔡温の死後、王国の農村がしだいに疲弊し、幕末にいたって、薩摩の動向に端を発した士族層の内訌が牧志恩河事件として表面化したことは、向象賢から蔡温へとつづいた協力体制の有効性と限界をしめすものであった。

(1) 石田正治「日琉同祖と沖縄人の個性」(『法政研究』第七一卷第一号、一四—一七頁。『沖縄県資料 前近代1』、四三—四四頁。

(2) 同。

(3) 蔡温は『醒夢要論』において、つぎのようにのべている——「……我が心を惑はすは指を屈するに勝へず、其の中最も甚だしきは酒色財に甚だしきはなし、夫れ酒色財は人皆これを好む、即ち気惑なり、これを好み正しからざれば則ち義を軽んじ恥を忘るの俗必せり、其の俗既に興れば則ち百姓を傷け政法を壊はし、終に邦家の憂を招く、これ気惑の致す所にあらざるなりや、唯上たる者、義を重んじ恥を思ひ、気の惑はす所を為さざれば、則ち国俗雍変して政法必ず明らか、百姓心を安んじ終に統治の慶を致す、これ古今の通道にして気惑の醒むる所なり(原漢文、崎濱秀明による読み下し)。崎濱秀明(編)『蔡温全集』、本邦書籍、昭和五九年、九三頁(以下『蔡温全集』と略記)。

(4) 『沖縄県資料 戦後1』、五頁。

(5) 同書、一〇八—一〇九頁。

(6) Ronald Robinson, 'Non-European foundations of European imperialism', (Roger Owen & Bob Sutcliffe, eds, *Studies in the theory of imperialism*, Longman, 1972, pp.120-121).

(7) *Op. cit.*, p.121.

(8) *Op. cit.*, pp.121-122.

(9) 『羽地家 家之伝物語』(那覇市市史編集室所蔵陰影本)。

(10) 『蔡温全集』、一三六頁。

- (11) 同書、七七頁。
- (12) 体用」は中国哲学の伝統的な観念で、松村功は「魏晋の玄学や六朝隋唐の仏教では、本体（形を越えた本質）の意で用いられ、その場合の「用」は、本体の作用、もしくはは作用としての現象の意」であると解説している（『岩波哲学・思想事典』、岩波書店、一九九八年）。
- この体と用は、朱子学では理と気として語られる。朱子は弟子との会話のなかでつぎのように説明している——「思うに気は凝結して物をつくるのだが、理は情意をはたらかせることもなく、計画することもなく、物を造ることもない。気が凝集した時、理はその中に存在するのだ。たとえば天地間の人物・草木・禽獣は、それらが生まれるには、みな種がある。種がなくて、理由もなく物を生むというようなことは決してありえないのだ。これらはみな気のはたらきなのだ。理の方は、清浄広大な世界であって、形迹はない。理は物を造ることができないが、気は醸成凝集して物を生むことができるのである。しかし気があれば理はその中に存在する」（佐藤仁による読み下し。『朱子語類』、明德出版、昭和五六年、二二頁）。
- (13) 『蔡温全集』、七七頁。
- (14) 同書、七七―七八頁。
- (15) 同書、七八頁。
- (16) 『大辞林』には、「分の敵を討て、非分のものを討たず」という『弓張月』の用例が紹介されている。
- (17) 『沖繩県史料 前近代1』、四七頁。
- (18) 『蔡温全集』、七八頁。
- (19) 阿部隆一・丸山真男校注『山崎闇齋学派』、岩波書店、一九八〇年、四三八頁。
- (20) 『蔡温全集』、七九頁。
- (21) 同。
- (22) 同。「財欲」「色欲」「喧嘩」「口論」のいずれも罪に問われるのは、それらが秩序を乱すものだからであり、他者に被害をあたえるからではなかった。秩序の維持が最大の価値とされる以上、「呑酒ケ間敷風俗」そのものが体制にとって危険なものともみなされたのは、当然であろう。「当国科律模」（『沖繩県史料 首里王府仕置2』、四五―五〇頁）参照。
- (23) 『蔡温全集』、七九頁。
- (24) 同書、一一五―一一六頁。
- (25) 同書、一一九―一二〇頁。
- (26) 同。国家の風俗は、国家の九分類の指標の一つである「分力」の上中下を左右する重要な要素であろう。

- (27) 同書、八〇頁。
- (28) 同書、八〇―八一頁。
- (29) 同書、八〇頁。
- (30) 同書、八八頁。
- (31) 同。
- (32) 同。
- (33) 同。蔡温は『醒夢要論』において、この理論をつぎのように展開している――「……人物各〔造化の〕妙用の理を得、以て己が有と為す、所謂人物の性是なり、性即理也、其の理発する処即ち則也、夫れ則は人及び鳥獸虫魚草木等の類、皆能く之を得、以て己が宝と為す、但し人形ひとの正を奉じて生まる……是れ〔竜鳳麟龜といふ〕四靈の人に及ばざる所なり。……草木各節候に循り、花を發して実を結ぶ、敢へてこれを変へず、敢へてこれを欠かず、草木順天の則なり……人の則たる、干支歲月五倫四民、万般の事業を以てす、これ人世の則なり、人其の則を受けて禽獸草木の確然として天に順ふに如かずは、これ客氣の為に惑ふ所の故なり、この故に往古の聖人其の然る所を慮り、書を遺し教へを立て、後人をして氣を攻め心を操し、以て人道を全ふして邦家を治せしむるを要むなり」。『蔡温全集』、九一―九二頁。
- (34) 伊波普猷『古琉球』、沖繩公論社、明治四四年、七九頁。